

# 令和6年度から国民健康保険税の 税率等と賦課限度額が変わります

国民健康保険は国民保険を支える医療保険制度として、加入者が保険税を出し合い、互いに助け合う制度です。今後も皆さんが安心して医療を受けることができるよう、所得割税率・均等割額・平等割額・賦課限度額を改正します。

## 1. 国民健康保険税の税率と賦課限度額

令和6年度の税率などについては、以下のとおりです。

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40歳～64歳)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割税率	6.5%	<b>7.75%</b>	2.5%	<b>2.95%</b>	2.5%	<b>据え置き</b>
均等割額 (1人当たり)	2万6,000円	<b>3万2,000円</b>	1万円	<b>1万2,000円</b>	1万2,000円	<b>据え置き</b>
平等割額 (1世帯当たり)	2万円	<b>2万2,000円</b>	7,000円	<b>8,000円</b>	8,000円	<b>据え置き</b>
賦課限度額	65万円	<b>据え置き</b>	20万円	<b>24万円</b>	17万円	<b>据え置き</b>

少子高齢化が進み疾病構造も変化して、医療も高度になり高額化しています。医療費は年々増加しており、今後愛知県への納付金の額も増加する見込みです。町の今までの税率などでは納付が難しい状況です。県から標準保険料率(※)が示され、各市町村は参考にして税率などを改正することとなっています。この2点から上記の改正となりました。

医療費の適正化・収納率の維持向上を行い健全運営に努めますので、被保険者の方にはご理解をお願いします。

※標準保険料率

国民健康保険制度は平成30年度から県が運営主体となり広域化されました。各市町村は医療費水準や所得水準に応じた納付金を県へ納め、県からの交付金で医療費の保険負担分の支払いを行っています。納付金を納めるために県から市町村ごとの保険料率の標準的な水準が示されています。令和6年度の町の標準保険料率は以下のとおりです。

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40歳～64歳)	
	県	差	県	差	県	差
所得割税率	7.93%	<b>△0.18%</b>	2.95%	<b>なし</b>	2.36%	<b>0.14%</b>
均等割額 (1人当たり)	3万3,109円	<b>△1,109円</b>	1万2,030円	<b>△30円</b>	1万1,738円	<b>262円</b>
平等割額 (1世帯当たり)	2万2,433円	<b>△433円</b>	8,151円	<b>△151円</b>	5,969円	<b>2,031円</b>

## 保育園入園案内(9月入園分)

9月入園希望の受け付けを行います。

※入所申し込み書や案内は随時子育て支援課で配布しています。

■**受付期間** 6月3日(月)～6月10日(月)の午前9時～午後5時(土曜日、日曜日を除く)

※上記期間を過ぎても申し込みはできますが、優先順位が下がります。

■**受付場所** 子育て支援課(10番窓口)

■**申し込み方法** 子育て支援課で配布する入所申込書に必要事項を記入し、必要書類と併せて提出してください。

※詳しい入所基準は案内を確認してください。

※提出書類に不備や不足がある場合、受け付けできません。

■**その他**

▽年少クラス以上については、自由契約児の受け付けも行います。

▽7・8月の入園受け付けも随時行っています。希望月の前月10日(10日が休みの場合は直前の開庁日)までに必要書類を提出してください。

■**申し込み・問い合わせ先** 子育て支援課幼児保育係 ☎(48) 1111(内1123・1132)

